

【概要版】

令和2年度山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助金 (小規模事業者持続的発展支援事業)(第2回受付締切分)について

1 概要

本事業は、経済産業省令和元年度補正小規模事業者持続化補助金<一般型>(第2回受付締切分)または経済産業省令和2年度補正小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>(第1回受付締切分・第2回受付締切分)(以下、「持続化補助金」といいます。)に応募し、採択とならなかった事業のうち、商工会・商工会議所によるブラッシュアップを図った上で、本県小規模事業者の持続的発展に資する事業として山形県知事が認定したのに対し補助金を交付するものです。

なお、新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対しては、通常枠とは別に補助対象経費を一部拡大した「コロナ特別枠」を新たに設け、優先的に支援します。

2 補助対象者

山形県内で事業を営んでいる小規模事業者で、採択後も商工会・商工会議所による指導・助言を継続的に受けること。

※ 小規模事業者の定義及び具体的な補助対象者については、持続化補助金の公募要領に準じます。

※ 第3回受付締切分以降の持続化補助金に応募する場合は、本事業に応募することはできません。

3 補助対象事業

持続化補助金<一般型>(第2回受付締切分)または持続化補助金<コロナ特別対応型>(第1回受付締切分・第2回受付締切分)に応募した事業で、同補助金の交付決定を受けていない事業のうち、IT化の推進や新分野への進出、戦略的な販路開拓等、県の方針に合致するもの(単なる設備更新や広告に留まるものは対象外)

※ 本事業への応募にあたっては、商工会・商工会議所による指導・助言をもとに、持続化補助金に応募した際の経営計画及び事業計画の見直し(ブラッシュアップ)を行う必要があります。

4 補助率・補助金額・補助対象経費

(1) 補助率 : 1/2以内

(2) 補助上限額 : 37万5千円以内

※複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、補助上限額が「1事業者あたりの補助上限額」×連携小規模事業者数の金額となります(その場合の上限額は187万5千円)。

(3) 補助対象経費

機械装置等費(コロナ特別枠の場合、移動販売車両を含む。)、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費

5 スケジュール(予定)

事業実施期間 : 本事業の補助金交付決定の日から令和3年2月12日(金)まで

	実施予定時期	備考
申請書受付開始	持続化補助金<一般型>(第2回受付締切分)及び持続化補助金<コロナ特別対応型>(第2回受付締切分)採択結果公表日以降に開始	確定し次第、別途周知
申請書提出締切	上記から概ね1~2週間後まで	
事業採択決定・交付決定	上記から概ね1か月後	

※ なお、このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況、持続化補助金の採択時期等により前後する場合があります。

持続化補助金・スパサポ補助金の両方に申請できます。

